

議第 77 号

字の廃止について

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、国土調査法第 19 条第 2 項の規定による認証の日から本市内の字を次のとおり廃止する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

三島市長 豊岡 武士

字を廃止する区域

大字大場字田頭の全部